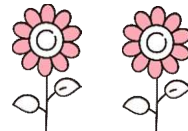



【2023年10月適用】

子どもショートステイ事業 利用案内【協力家庭】

事業内容	保護者の入院等の事由によりお子さんの養育が一時的に困難になり、ほかに養育できる方がいない場合、宿泊を伴ってお預かりする事業			
対象児童	中野区在住の3歳から18歳まで※のお子さん ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 区が認定した協力家庭が事業を行うため、打ち合わせ等の結果で特別な対応が必要と判断した場合はお預かりできないことがあります。			
保護者の要件	(1)保護者が病気・出産等のため入院するとき (2)保護者が仕事の都合で出張するとき (3)保護者の親族が入院等するため、その付添看護にあたる時			
実施施設	対象年齢	実施施設	利用定員	利用期間
	3歳～ 18歳まで※	協力家庭宅	1日 1名 ※兄弟姉妹の場合は2名まで	1回につき7日以内
実施施設	※ 預け入れ、引き取りは、9時～17時の間に原則として保護者の方が行ってください。 ※ 協力家庭宅の事情により、ご利用できない場合があります。 ※ 利用上限は年度内一人につき合計62日以内です。(施設実施のものを含む) ※ 預け入れした時間から24時間以内の場合を1日とし、24時間を過ぎた場合は、2日利用となります。 例1:午前9時に預け入れを行い、翌日の午前9時に引き取り(1日利用) 例2:午前9時に預け入れを行い、翌日の午後3時に引き取り(2日利用)			
基本料金	課税状況			利用料金
	住民税課税世帯			3,000円
	住民税非課税世帯・ひとり親世帯			1,500円
	生活保護世帯			0円
支払い	利用料金の支払いは利用終了後に区が発行する納入通知書にてお支払いください。			
送迎について	ショートステイ利用中の所属園(学校等)への送迎については協力家庭と相談の上、行います。送迎費用は実費をご負担いただきます。(一人片道1,000円を限度)			
<利用の取消について> 次のような場合には利用承認を取り消します。 ①利用理由に虚偽があった場合 ②協力家庭宅での面接で、事業の利用が適当でないと判断した場合 ③その他、災害等で施設でのお預かりができない事情が生じた場合				
<利用にあたっての留意点> (1) 利用当日にお子さんが病気や、感染症等の疑いがある場合はお預かりすることはできません。 (2) ご利用中、お子さんの健康状態により、引き取り頂く場合があります。その際は、申請書に記載の身元引受人の方に必ず迎えに来て頂きます。 (3) お子さんがショートステイ協力家庭利用中に、所属園(学校等)へ通園(学)される場合は通園(学)先へショートステイ協力家庭を利用することを、保護者の方から事前にご連絡ください。 (4) 申請した内容に変更がある場合は、区担当窓口と協力家庭宅に速やかにご連絡ください。				



※裏面もご確認ください

<p>申込み</p>	<p>▼窓口 ・子ども・若者支援センター 子ども・若者相談課 総合相談係 電話:03-5937-3257(月~金 8時30分~17時)※祝日、年末年始を除く ※事前にお電話をいただけますとスムーズにご案内できます。</p> <p>▼申込締切 ・利用予定日の7日前まで ※当該日が、土・日・祝日の場合は、直前の開庁日まで。</p> <p>▼申請時に持参するもの ・利用要件のわかる書類(診断書、入院計画書、出張命令等) ※食物アレルギーがある場合は、食物アレルギー診断書・指示書・検査結果等をご用意ください。 ※服薬管理の必要がある場合は医師の指示書をご用意ください。 ※区外からの転入者で利用料金の減免を希望される方は、世帯の課税対象者全員の住民税課税証明書をご用意ください。</p> 
<p>協力家庭宅との調整</p>	<p>利用希望日時や条件をもとに、区担当者が預かり可能な協力家庭を探します。</p>
<p>事前打ち合わせ</p>	<p>利用児童、保護者、区担当者が協力家庭宅を訪問し、事前打ち合わせを行います。 ※事前打ち合わせを行った後に利用を決定します。</p>
<p>書類提出</p>	<p>▼提出するもの(区担当者からお渡します。) 利用申請書 児童票・受け入れカード 重要事項確認書</p>
<p>預け入れ 利用開始</p>	<p>利用開始時刻に協力家庭宅にお子さんをお預けください。</p> <p>■預け入れ時に持参するもの ①着替え一式(衣類、洗面用具等) ②登園・登校に必要なもの</p>
<p>利用終了 お迎え</p>	<p>利用終了時間に、協力家庭宅へのお迎えをお願い致します。</p>

<利用の変更及びキャンセル>

- (1) 利用期間の変更または、キャンセルの場合は、子ども・若者相談課並びに協力家庭宅にご連絡ください。
 また、利用期間の変更の場合には、「子どもショートステイ事業利用変更申請書」を提出頂きます。
- (2) 利用期間の変更またはキャンセルの連絡を、利用日前日の17時以降※に行った場合は理由にかかわらずキャンセル料として1日分の基本料金をご負担頂きます。
 ※前日が土・日・祝の場合は、直前の開庁日
- (3) お迎えの時間が遅れたことにより、施設の滞在時間が24時間を超えた場合は、1日分の追加料金をご負担頂きます。

★その他、制度についてのお問い合わせは、子ども・若者相談課(03-5937-3257)へご連絡ください。